

埼労基発0616第2号  
令和4年6月16日

関係団体の長 様

埼玉労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年7月25日最終改正。以下「1号通達」という。）により示されているところですが、令和4年5月31日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等に伴い、1号通達が改正され、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて指示がされております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。